平成２２年（フ）第１６４号
長崎県諫早市小野町649番地２
債務者　堤　美穂子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
長崎県諫早市幸町76番１号
債務者　城戸　健剛
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
長崎県大村市西大村本町266番地１　アーバン西大村706号
債務者　犬塚里恵子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
長崎県諫早市小野町649番地２
債務者　堤　　隆昭
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
長崎県大村市松並２丁目1157番地11、前住所長崎県大村市西大村本町764番地　サン荘206号室
債務者　川嶋　美香
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
愛知県田原市野田町上ノ沢39番地
債務者　亀田　俊春
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０９号
茨城県つくば市高良田80番地５
債務者　山田　和勇
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１０号
茨城県つくば市高良田80番地５
債務者　山田　京子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１１号
茨城県つくば市高良田80番地５、前住所茨城県つくば市高良田352番地２
債務者　大竹真由美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２８号
茨城県石岡市東光台４丁目３番10号
債務者　石﨑　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２９号
茨城県石岡市東光台４丁目３番10号
債務者　石﨑　波子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３５号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目10―17　グリーンパレスつくばⅡ202号、住民票上の住所茨城県小美玉市堅倉1723番地29
債務者　鈴木　和三
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５４号
千葉県八千代市八千代台北15丁目２番12号八千代台パーソナルハウスＰａｒｔ４―107号
債務者　小林　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６３号
千葉県市原市八幡2085番地53
債務者　平山　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１８号
千葉県八千代市八千代台東２丁目14番27号
債務者　渡邉　宏司
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３８号
千葉県香取市佐原イ3039―１　コーポサンスイ203、住民票上の住所千葉県香取市八日市場1333番地
債務者　高安やえ子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５６号
千葉県船橋市咲が丘１丁目23番11―203号
債務者　井口　梨絵（旧姓倉重）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係